

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	島見町地区地区計画
建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 学校 (2) 次に掲げるもので新潟市都市計画審議会の議を経て、市長がこの地区計画の整備、開発及び保全の方針の実現に資すると認めたもの ア 法別表第2(イ)項第1号、第3号、第6号及び第8号並びに(ハ)項第3号及び第4号に掲げるもの イ 図書館その他これに類するもの (3) 前2号の建築物に附属するもの

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)